【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成24年７月５日
【会社名】	オカダアイヨン株式会社
【英訳名】	OKADA AIYON CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　苅田 俊幸
【本店の所在の場所】	大阪市港区海岸通４丁目１番18号
【電話番号】	（06）6576－1281
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　簗 耕二
【最寄りの連絡場所】	大阪市港区海岸通４丁目１番18号
【電話番号】	（06）6576－1281
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長　簗 耕二
【縦覧に供する場所】	オカダアイヨン株式会社 東京本店 （東京都板橋区新河岸２丁目８番25号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜１丁目８番16号）

1【提出理由】

平成24年６月28日開催の当社第53回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年６月28日

(2) 当該決議事項の内容

第１号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

イ 配当財産の種類

金銭

ロ 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき8.5円

総額 48,890,929円

ハ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成24年６月29日

第２号議案 役員賞与支給の件

過去の支給実績及び当期の業績等を勘案して、当期末時点の取締役６名及び監査役３名に対し、役員賞与総額3,670万円（取締役分3,238万円、監査役分432万円）を支給する。

第３号議案 定款一部変更の件

イ 提案の理由

企業経営における迅速で的確な意思決定を目的として、取締役の員数の上限を10名以内より８名以内に変更する。

ロ 変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第18条（員数） 当会社に、取締役10名以内を置く。	第18条（員数） 当会社に、取締役８名以内を置く。

第４号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役及び監査役の報酬額は、平成３年６月27日開催の第32回定時株主総会において取締役の報酬額を月額15百万円以内、平成６年６月29日開催の第35回定時株主総会において監査役の報酬額を月額２百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化および、第３号議案が原案どおり承認可決されますと取締役が２名減員されることになる事情と、今後は役員賞与を報酬枠内で支給いたしたいことを考慮して、取締役の報酬額を年額150百万円以内、監査役の報酬額を年額24百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

また、現在の取締役は６名、監査役は３名であります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合） （%）
第１号議案 剰余金の処分の件	3,075	44	2,626	（注）１．	53.5
第２号議案 役員賞与支給の件	3,053	66	2,626	（注）１．	53.1
第３号議案 定款一部変更の件	3,079	40	2,626	（注）２．	53.6
第４号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件	3,046	73	2,626	（注）１．	53.0

（注）１．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の３分の２以上の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権数は加算しておりません。

以上